

○浜松医科大学光医学総合研究所先端研究支援部門先進機器共用推進部受託業務・個別業務実施要項

(令和6年3月28日要項第20号)

改正 令和6年6月26日要項第49号 令和7年8月22日要項第34号

(趣旨)

第1条 この要項は、浜松医科大学受託研究等取扱規程（平成16年規程第90号）第14条に基づき、浜松医科大学（以下「本学」という。）光医学総合研究所先端研究支援部門先進機器共用推進部（以下「推進部」という。）が受け入れる受託業務・個別業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「受託業務」とは、学外者からの依頼に基づき推進部職員が本学の指定する機器等を利用して実施する試験、測定及び製作等の業務をいう。

2 この要項において「個別業務」とは、学外者自らが推進部内の機器等を利用して実施する試験、測定及び製作等の業務をいう。

(受入条件)

第3条 推進部は、次に掲げる場合において別表第1に掲げる機器等について受託業務及び個別業務を受け入れることができるものとする。ただし、推進部長が受入れできないと判断した試料等に係る受託業務又は個別業務の場合は、受入れを断ることができる。

(1) 学術研究の支援となる場合

(2) 推進部の業務に支障がない場合

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は受託業務及び個別業務の完了期限を延長することができる。

(1) 機器の故障等による場合

(2) 業務を担当する職員が疾病等により業務の実施ができなくなった場合

(申込及び承諾)

第4条 学外者は、推進部における受託業務を申し込む場合は、別記様式第1号の受託業務申込書（機器使用）又は別記様式第2号の受託業務申込書（標本作製）により申請するものとする。ただし、申請者が推進部職員の指導・立会の下で直接推進部の機器等を利用する個別業務を申し込む場合は、別記様式第3号の利用申請書を併せて提出し、同書の確認条項を遵守し実施するものとする。

2 学長は、前項の申請について承諾したときは、申請者に別記様式第4号の承諾書を交付するものとする。

3 学長は、前項に規定する申請の承諾及び承諾書の交付について推進部長に委任できるものとする。

(利用料)

第5条 申請者は、本学が定める受託業務又は個別業務の料金を支払わなければならない。

2 前項の料金は、別表第2の先進機器共用推進部受託業務（機器使用）料金一覧表及び別表第3の先進機器共用推進部受託業務（標本作製）料金一覧表のとおりとする。

(利用料の免除)

第6条 学長は、推進部長の申し出により、申請のあった受託業務又は個別業務について、特に本学の教育研究上極めて有意義であると認めたときは、受託業務又は個別業務の料金を免除することができる。

(利用料の納付)

第7条 申請者は、本学が発行する請求書に基づく料金を所定の期日までに納付するものとする。

2 前項により納付した料金は、返還しないものとする。ただし、特別な事情があったときは、納付した料金の全額又は一部を返還することができるものとする。

(受託業務及び個別業務の中止)

第8条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託業務又は個別業務を中止させることができるものとする。

(1) 推進部業務において、推進部職員が受託業務を遂行できないとき、並びに推進部業務において推進部職員が機器等を利用する必要性が生じたとき。

(2) 個別業務の利用者が第9条に定める遵守事項に著しく違反したとき。

(3) 推進部の運営上、特に中止が必要と認めたとき。

(遵守事項)

第9条 受託業務又は個別業務の申請を承諾された者（以下「承諾者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個別業務の推進部利用者は、共用機器の利用に際して推進部の定めた留意事項に従うこと。

(2) 受託業務又は個別業務に係る試料等の搬入又は搬出は、承諾者が行うこと。

(3) 受託業務又は個別業務に係る試料等において、申請した試料等以外の持ち込みをしないこと。

(推進部の免責)

第10条 推進部は、受託業務又は個別業務において、次に掲げる事項について免責とし、承諾者の責任において損害等を補填するものとする。

(1) 受託業務又は個別業務の中止等に伴う試料等の損害

(2) 受託業務のために提供した試料等の損害

(3) 受託業務又は個別業務において得られたデータ等の利用に係る損害

(承諾者の責務)

第 11 条 承諾者は、個別業務における利用において、推進部の機器等を破損し、又は滅失した場合の損害に対して、責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第 12 条 本学と承諾者は、受託業務又は個別業務で得られた有形無形の情報について、双方の書面による合意を得ることなく、他に漏らしてはならない。

(雑則)

第 13 条 この要項に定めるもののほか、受託業務又は個別業務に係る推進部の利用について必要な事項は、学長が別に定める

#### 附 則

- 1 この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人浜松医科大学光先端医学教育研究センター先進機器共用推進部受託業務・個別業務実施細則（平成 28 年細則第 18 号）は、廃止する。

附 則(令和 6 年 6 月 26 日要項第 49 号)

この要項は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 8 月 22 日要項第 34 号)

この要項は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条第 1 項関係)

先進機器共用推進部受託業務対象機器一覧表

[別紙参照]

別表第 2(第 5 条第 2 項関係)

先進機器共用推進部受託業務（機器使用）料金一覧表

[別紙参照]

別表第 3(第 5 条第 2 項関係)

先進機器共用推進部受託業務（標本作製）料金一覧表

[別紙参照]

別記様式第 1 号(第 4 条第 1 項関係)

受託業務申込書（機器使用）

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 4 条第 1 項関係)

受託業務申込書 (標本作成)

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 4 条第 1 項関係)

利用申請書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 4 条第 2 項関係)

承諾書

[別紙参照]